第2の7の⑹中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ　後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療においては、事実上の住所の確認により、配偶者とは別の世帯として、後期高齢者医療の被保険者となることが可能であり、市町村の後期高齢者医療担当窓口において相談すること。

別添の第2の1の見出し中「法第10条第1項第1号」の下に「、第28条の2」を加える。

別添の第2の2の見出し中「法第10条第2項」の下に「、第28条の2」を加える。

別添の第2の3の見出し中「法第10条第3項」の下に「、第28条の2」を加える。

別添の第2の4の見出し中「法第10条第4項」の下に「、第28条の2」を加える。

別添の第2の5の見出し中「法第10条第1項第2号」の下に「、第28条の2」を加える。

別添の第3の4の⑴中「。以下単に「規則」という。」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第五十号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月一日　　金融庁長官　細溝　清史

東京みどり農業協同組合の項の次に次のように加える。

東京あおば農業協同組合　東京都練馬区高松五丁目二十三番二十七号

能登わかば農業協同組合の項を次のように改める。

能登わかば農業協同組合　石川県七尾市矢田新町イ部六番地七

三重北農業協同組合の項の次に次のように加える。

鳥羽志摩農業協同組合　三重県志摩市阿児町鵜方二千四百二番地の五

草津市農業協同組合の項を次のように改める。

草津市農業協同組合　滋賀県草津市上笠四丁目三番十七号

大阪南農業協同組合の項の次に次のように加える。

北河内農業協同組合　大阪府枚方市大垣内町二丁目一番十一号

いずも農業協同組合の項を次のように改める。

いずも農業協同組合　島根県出雲市今市町百六番地一

松山市農業協同組合の項の次に次のように加える。

えひめ中央農業協同組合　愛媛県松山市千舟町八丁目百二十八番地一

○財務省告示第三百四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十月一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第十六回	一億千六百八十三万円	一億千六百六十七万千七百七十八円
〃	第十七回	一億二千四百十五万円	一億二千三百九十八万千八百五十円
〃	第十八回	四千百十五万円	四千百九万九百九十円
〃	第十九回	二億五千百七十万円	二億五千百三十三万九千五十円
〃	第二十回	一億六千百二十万円	一億六千九十八万千七百円
〃	第二十一回	九千百二十八万円	九千百十四万九千百二円
〃	第二十二回	二億三千四百七十六万円	二億三千四百五十三万五千五百四十六円
〃	第二十三回	一億八千八百八十五万円	一億八千八百六十三万九千三百九十二円
〃	第二十四回	九千百七十一万円	九千百六十三万六千九百四十円
〃	第二十五回	一億八千七百八十二万円	一億八千七百七十一万五千二百八十六円
〃	第二十六回	一億七千九百七十六万円	一億七千九百六十五万九千七百八十四円
〃	第二十七回	九千百七十七万円	九千百七十一万八千八百五十六円
〃	第二十八回	一億五千二十三万円	一億五千十四万六千二百四十四円
〃	第二十九回	二億千九十一万円	二億千七十九万二千四百八円
〃	第三十回	四千九百十一万円	四千九百八万二千六百三十円
〃	第三十一回	一億二千八十一万円	一億二千七十四万二千六百六十四円
〃	第三十二回	一億二千九十二万円	一億二千八十五万二千五百九十八円
〃	第三十三回	七千九百六十一万円	七千九百五十七万八千二百九十八円
〃	第三十四回	一億四千五十五万円	一億四千四十九万四千三十四円
〃	第三十五回	一億六千四百六十万円	一億六千四百五十三万四千四百五十四円
〃	第三十六回	一億六千六十二万円	一億六千四十六万七千四百七十七円
〃	第三十七回	三億六千七百七十三万円	三億六千七百三十二万千二百二十五円
〃	第三十八回	九億八千三百六十四万円	九億八千二百五十四万二千八百八十円